告 示

埼玉県告示第千百二十八号

三号) る う手数料の 埼玉県 第十 防 -条 第 一 額 災航 を 空隊 次 項 \mathcal{O} とお \mathcal{O} \mathcal{O} 知 緊急運航 り定め、 事が告示で 業務 平 定める ·成三十 に関 す 者 年 る 条例 一月 及 び 同項に _ (平成二十二年 日 カゝ 規 5 定す 施 行 る す 埼玉 る 知 事 が 県 告示 条例 第 で 五. 定 +

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

知 事 が 告 示 で定 \emptyset る者 は 次 \mathcal{O} 11 ず れ カュ に 該当する者とす る

イ ら に類す 区 平 木竹 |域 成二十 \mathcal{O} うる業務 植 栽 11 う。 九 又は 年 \mathcal{O} 埼 ため、 $\overline{}$ 伐 玉県規則第四十六号) 採、 内に 有害鳥 埼玉県防 <u>\</u> 5 入 獣 0 災航 た \mathcal{O} 捕 空隊 獲 別 工作 \mathcal{O} 表に規定する 緊急運航業務に関する条例施行 物 \mathcal{O} 建 設 に 山 係 岳の る業務 区域 そ (以 下 \mathcal{O} 他 Ш れ 規

- 口 人 命 救 助 に係 る 活 動 \mathcal{O} ため、 山岳区 域 内 に立立 5 入 0 た 者
- ハ Ш 小 屋 \mathcal{O} 運営又は 登山 道 \mathcal{O} 整備 に係る活動 \mathcal{O} ため 山岳 区 域内に立ち 入 0 た

=ため、 玉 又 Щ は 岳 地 区 方 域 公 共 内 に 4 立ち 体 \mathcal{O} 入 依 0 頼 た に 者 ょ ŋ 動 植 物 又 は 自 然 環 境 \mathcal{O} 保 護 係 る 活 動

 \mathcal{O}

ホ 0 11 · う。 学校 た者 (学校教育 \mathcal{O} 教育活 動 法 とし (昭 て行う実習そ 和二十二年法律第二十六号) \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 活 動 \mathcal{O} た 第一 め、 条に規定する Щ 岳 区域 内に 学校 <u>\</u>

- イ か 5 ホ ま で に 掲 げ る 者 に 類 でするも \mathcal{O} と L 7 知 事 が 認 8 る
- 事 が 告 示 で 定 \otimes る 手 数 料 \mathcal{O} 額 は 次 \mathcal{O} لح お ŋ とす

助 に 助 生 る 11 手数 で 始 たとき 玉 た 口 カュ な とす 5 が 救 防 あ \mathcal{O} 1 場合 る。 助 災 は 額 者 ると を当該 を要す が 航 きは $\overline{}$ 空隊 救 は 助 五. に れ 分 救 る を を 0 \mathcal{O} 受け れ とし 緊 助を受け き、 者 切 り を 急 \mathcal{O} たと 当 運 捨 切 医 ŋ 当 該 該 療 て 航 た者 た 捨 業務 き 救 機 は、 てる。 時 助 関 額) の数で 間 12 そ に 救 が 係 \mathcal{O} ょ 助 五. る る 他 るを受け 分を超え 救 除 航 \mathcal{O} 五分ごとに 場所 空機 助 た __ た 額 \mathcal{O} 口 \sim んる場合 者一 飛 \mathcal{O} (そ 救 五. 行 搬 人に 千円 \mathcal{O} 送 \mathcal{O} 助 時 で \mathcal{O} 額 間 終 係 に 9 あ き、 ただだ 了 0 (当該 る て 五 航 円 ま 未 当 で 空 L 一分に 満 時 をも 機 救 間 \mathcal{O} \mathcal{O} 満 端 口 が 運 0 五 数 \mathcal{O} た 7 救 な 分 救 \mathcal{O}